

第15回山形県個人情報保護運営審議会概要

1 審議事項

個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について

2 審議内容

旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への個別のお知らせを、個人情報の本人収集の原則（条例第5条第2項第9号関係）、センシティブ情報の収集禁止（条例第5条第3項第3号関係）、及び、個人情報の提供の制限（条例第6条第1項第8号関係）の例外的な取扱いとすることの可否を審議。

（1）概要説明（事務局）

（2）実施機関からの意見聴取

- ① 県が把握している一時金の支給対象者は183人。
- ② 対象者は、知的障がいや高齢等の理由により支給対象であることを知りうる状況にない場合や、一時金支給を請求する判断等ができない場合がある。
- ③ 個別のお知らせの実施には、県が把握している情報だけでは足りない。県が把握する対象者の情報は、優生手術が行われた当時のものであり、現在の所在等の情報は、市町村から収集する必要がある。
- ④ 市町村から情報収集後も、施設長等に本人の現況を確認する必要がある。
- ⑤ センシティブ情報に該当するかどうか迷うところで、御意見を伺いたい。
- ⑥ 本人が一時金支給を請求できない場合の、親族や成年後見人、施設長等へのお知らせについては、個々のケースにより慎重に判断していく。
- ⑦ 一人でも多くの方に一時金支給の情報を届け、一時金支給につなげるため（例外的な取扱いを）認めてほしい。

3 調査審議

〔主な御意見〕

- （1） 本人収集の原則の例外として取り扱うことは可能ではないか。
- （2） センシティブ情報には該当しないのではないか。
- （3） 提供の制限の例外として取り扱うことは、次回まで検討が必要。条例第6条第1項第4号と関連させることも考えられる。
- （4） 一般的な周知で様子を見てから個別通知を行う方法もあるのではないか。
- （5） 認めるにしても、答申に条件を付す方法もある。

次回審査会で結論を出すこととし、審議を終了。

以上